

白バラだより・外部立会人制度とは

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・介護施設等では、入院・入所者が不在者投票を行うことができます。このとき、投票に立ち会い、投票が公正に行われているかを監視する役割を持つのが投票立会人です。

平成25年1月に、北九州市の特別養護老人ホームで施設長が立会人になつた職員と共に謀して、入所者の投票用紙に無断で候補者名を書いて投票した事件が起っています。これを受け同年5月、公職選挙法の一部が改正されました。有権者としての権利を守るため、そして不正投票を防ぐために制度化された「外部

立会人」ですが、あまり利用されていないのが現実です。平成25年の参院選での外部立会人を置いた施設は全国で1割、兵庫県では5%にとどまっています。芦屋市でも市内17施設中1カ所でした。法律で努力義務が定められても、実際に要請するか否かは施設側の判断に任せられています。立会人の人手不足もあり、全ての施設に派遣できていない市町村もあります。指定病院等は積極的に外部立会人を要請し、有権者が安心して投票できる体制づくりに努めてほしいと思います。

芦屋市明るい選挙推進協議会

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100